

令和4年度土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

問 税務課 ☎ 56-0609

時 4月1日(金)～5月31日(火)
8:30～17:00

場 市役所本庁舎1階 税務課

対 市内に所在する土地または家屋の固定資産税の納税者またはその代理人(非課税および免税点未満の人は対象外)

他 持ち物等詳細は市HPへ。

公金の決済ができる スマホアプリの追加

問 長寿課 ☎ 56-0613
保険医療課 ☎ 56-0617
子ども未来課 ☎ 56-0615

従来から利用可能なPayB、LINEPay、PayPayに加え、4月から納付可能なスマートフォン決済アプリが追加になります。

対 介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育料
【新たに利用可能となるアプリ】
auPAY、FamiPay

健康・福祉

2022年度慰霊巡拝

問 福祉課 ☎ 56-0553

遺骨収集の難しい戦域への慰霊巡拝を厚生労働省が実施します。実施地域、申込期限等の詳細は市HPへ。

申 福祉課に申込。県遺族連合会の会員は同会(052-231-6504)に申込。

児童扶養手当額等の変更

問 子ども家庭課 ☎ 56-0633
福祉課 ☎ 56-0614

①児童扶養手当(第1子全部支給の場合)
変更前43,160円 変更後43,070円

②特別児童扶養手当

1級 変更前 52,500円
変更後 52,400円

2級 変更前 34,970円
変更後 34,900円

③特別障害者手当(国支給分)

変更前 27,350円 変更後 27,300円

④障害児福祉手当(国支給分)

変更前 14,880円 変更後 14,850円

スマイルポイント事業の 対象年齢の拡大

問 福祉課 ☎ 56-0553

4月1日から対象者を「市内で市民活動に取り組む小学生以上の者」に拡大します。詳細は市HPへ。

※18歳未満の人は、事業への参加やポイント交換に保護者の同意が必要です。
※ポイント付与の対象になる活動は市が主催する事業のみです。



国民年金保険料と 学生納付特例制度

問 瀬戸年金事務所
☎ 0561-83-2412
保険医療課 ☎ 56-0618

2022年度の国民年金保険料金額は月額16,590円です。

学生納付特例制度とは、一定以下の所得の学生が支払い猶予となる制度です。詳細は市HPまたは日本年金機構HPへ。

学生納付特例期間分を後から納付(追納)するときは瀬戸年金事務所に申込。

健康保険証に

変更があったときは届出を

問 保険医療課 ☎ 56-0617

下記の医療費受給者証を使用している人で健康保険証の種類や記号番号などに変更があった場合は、受給者証と新

しい保険証を持って届け出してください。

- 子ども医療費受給者証
- 障害者医療費受給者証
- 母子・父子家庭医療費受給者証
- 自立支援医療受給者証(精神通院)

国民健康保険税の 未就学児均等割軽減

問 保険医療課 ☎ 56-0618

子育て世代の負担軽減を図るため、2022年度から未就学児にかかる国民健康保険税の均等割の2分の1を軽減します。詳細は市HPへ。

社会保険への切り替えは お済みですか？

問 保険医療課 ☎ 56-0618

職場の健康保険またはその扶養に入った場合、職場の保険証が届くまでの間、手元に国民健康保険(国保)の保険証があっても、それを提示して病院にかかることはできません。

受診の際は、病院の窓口で職場の健康保険に加入したことを伝えてください。すでに、国保の保険証で受診してしまった場合は、病院へご相談ください。

また、職場の健康保険に入ったら、国保の喪失手続きが必要です。手続きの詳細は市HPへ。



市政情報

名古屋都市計画生産緑地 地区等の変更

問 都市計画課 ☎ 56-0622

都市計画法の規定に基づき、名古屋都市計画生産緑地地区、名古屋都市計画道路、名古屋都市計画公園および名古屋都市計画長久手中央地区計画を変更しました。関係図書は、都市計画課で縦覧できます。

※感染症予防の観点から、可能な限り郵送での提出をおすすめします。